

資料 7

4 東児福第 3 3 号
令和 4 年 8 月 2 2 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長 磯谷 文明

児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言

令和 4 年 6 月、児童福祉法の改正により、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子供の意見聴取等の措置を講ずること、また、都道府県は子供の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことが規定され、児童相談所が関わる子供の意見聴取等の仕組みの整備を一層推進することとされた。

都は、これまで、児童養護施設等の子供や里子が権利について知り、意見を述べることができるよう子供の権利ノートを作成し小学生以上に配付してきたが、子供の意見聴取等の仕組みの整備にあたっては、年齢や措置されている環境に関わらず、子供が権利について知り、意見を述べるができるよう支援することが必要である。

当部会では、児童相談所が関わる子供の意見表明支援の充実に向けた新たな仕組みの在り方や既存の権利擁護に係る取組の有効性を高める方策について議論しているが、部会の議論を待たずに取り組むことが可能な事項については、できるだけ早期に着手するべきであるため、下記のとおり緊急提言を行う。

記

【提言】

現在、子供の権利ノートの配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発や相談方法の周知がなされるよう対策を講じること

都は、児童の権利に関する条約の考え方を踏まえた内容や都の主な相談窓口をまとめた子供の権利ノートを配付しているが、その対象となっているのは、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親及びファミリーホームに委託された小学生以上の子供に限られている。

そのため、現在配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等についても、年齢や発達の状況に応じて自らの権利や相談方法等について知るができるよう対策を講じる必要がある。